

京都市告示第430号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成24年3月8日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
並河靖之七宝記念館	京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町384番2,385番,388番2
伏原邸	京都市中京区堺町通姉小路上る丸木材木町681番
官休庵	京都市上京区武者小路通小川東入西無車小路町613番2,613番3
小野邸	京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町207番
長谷川邸	京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町206番3
神戸邸	京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町207番3
丹米	京都市中京区先斗町通三条下る四丁目松本町164番,164番1
宮川	京都市中京区先斗町通四条上る四丁目松本町164番2,164番3

(都市計画局都市景観部景観政策課)